

# 令和6年10月1日以降の変更点について

## 従来

### 提出書類

- 居宅サービス計画作成依頼届出書
- 介護予防サービス計画作成
  - ・ 介護予防ケアマネジメント依頼届出書

↳ 認定前：暫定届出書  
認定あり、認定後：本届出書 } を提出

### 提出時期

認定結果が出てサービス計画作成を依頼する  
事業所が決まり次第、速やかに

### 提出先

奈良市役所介護福祉課

## 変更後

### 提出書類

- 居宅サービス計画作成依頼届出書
  - (注意) の提出時期にサービス利用開始日から14日以内を明記
  - 小規模に介護予防を追記
  - 小規模の居宅サービス利用有無に「利用開始月における」を追記
- 介護予防サービス計画作成
  - ・ 介護予防ケアマネジメント依頼届出書
    - (注意) の提出時期にサービス利用開始日から14日以内を明記

↳ 本届出書のみ を提出

### 提出時期

サービス利用開始日から14日 (※土日含む) 以内 **【厳守】**

### 提出先

変更なし